

令和4年第2回（5月）

県央地域広域市町村圏組合議会臨時会

会 議 録

県央地域広域市町村圏組合

令和4年第2回（5月）県央地域広域市町村圏組合議会臨時会

1 場 所 諫早消防署 4階大会議室 諫早市鷺崎町221番地1

2 会 期 令和4年5月30日（1日）

3 付議事件表

議案番号	件 名	議決月日	結 果
	会期決定の件	5月30日の1日と決定	
	会議録署名議員の指名について	5月30日	指名 山北正久君 野島進吾君
	管理者挨拶（幹部職員・監査委員紹介）		
報 告 第 1 号	専決処分の報告について（県央地域広域市町村圏組合個人情報保護条例の一部を改正する条例）	5月30日	報 告 受 理
報 告 第 2 号	事故繰越しについて（令和3年度県央地域広域市町村圏組合一般会計）	5月30日	報 告 受 理
議 案 第 7 号	専決処分の承認を求めることについて（職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）	5月30日	承 認
議 案 第 8 号	県央地域広域市町村圏組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	5月30日	原 案 可 決
議 案 第 9 号	財産の取得について（災害対応特殊救急自動車の購入）	5月30日	原 案 可 決
議 案 第 10 号	財産の取得について（屈折はしご付消防ポンプ自動車の購入）	5月30日	原 案 可 決

○ 出席議員（14名）

1番 岩竹洋一君
2番 谷澤和浩君
3番 永尾典嗣君
4番 福田美子君
5番 田川伸隆君
7番 中野太陽君
8番 山北正久君
9番 野島進吾君
10番 松尾祥秀君
11番 竹森学君
12番 佐藤義隆君
13番 松尾文昭君
14番 村崎浩史君
15番 林田直記君

○ 欠席議員（1名）

6番 松尾義光君

○ 説明のため出席したもの

管理者 大久保潔重君
副管理者 園田裕史君
副管理者 金澤秀三郎君
監査委員 江嶋多鶴子君
事務局長 北島淳二君
消防長 城下和美君
次長兼諫早消防署長 富岡正英君
次長兼消防総務課長 溝口康二君
総務課長 牛嶋広輝君
大村消防署長 一瀬修君
小浜消防署長 橋本憲和君
警防救急課長 増田里己君

○ 議会関係出席者

書記長 牛嶋広輝君
書記 三丸大作君

午前10時開会

○議長（林田直記君）

おはようございます。

ただいまから、令和4年第2回県央地域広域市町村圏組合議会臨時会を開会いたします。

今期臨時会に説明員の出席を求めましたので、御報告いたします。

議事日程につきましては、お手元に配布しております日程表により取り計らいたいと思いますので、御了承ください。

○議長（林田直記君）

これより議事に入ります。

日程第1、「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日一日といたします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（林田直記君）

異議がありませんので、会期は本日一日と決定いたしました。

○議長（林田直記君）

次に、日程第2、「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

今期臨時会の会議録署名議員に、8番山北正久議員、9番野島進吾議員を指名いたします。

管理者から発言の申し出がっておりますので、発言を求めます。

○管理者（大久保潔重君）

皆様おはようございます。

本組合管理者の諫早市長 大久保潔重です。

本日ここに、令和4年第2回組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には御健勝にて御出席を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、未だに収束の兆しが見えない新型コロナウイルス感染症であります。消防・救急業務、廃棄物処理事務といった市民生活を維持するために必要不可欠な事業を担う本組合といたしましては、引き続き職員の感染防止対策に努めてまいります。

今年度は、老朽化した消防庁舎、小浜消防署及び高来分署の新築移転に伴う地質調査及び設計業務に着手いたします。

圏域住民の皆さまの負託に応えられるよう努めてまいりますので、引き続き議員各位の御理解とお力添えを賜りたいと存じます。

それでは、3月1日付で新しく選任されました監査委員及び4月1日付け人事異動に伴う職員の紹介をさせていただきます。

代表監査委員の江嶋多鶴子氏でございます。

消防本部次長兼消防総務課長の溝口康二君でございます。

議会書記長を兼務しております総務課長の牛寫広輝君でございます。

以上で紹介を終わらせていただきます。

なお、提出しております各議案等につきましては、事務局長、消防長より説明させていただきますので御了承を賜りたいと存じます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（林田直記君）

次に、日程第3、報告第1号「専決処分の報告について（県央地域広域市町村圏組合個人情報保護条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

報告を求めます。

○事務局長（北島淳二君）

報告第1号「専決処分の報告について（県央地域広域市町村圏組合個人情報保護条例の一部を改正する条例）」について、御説明申し上げます。

本件は、「管理者の専決処分にする軽易な事項の指定について」第1号の規定により、令和4年3月24日に専決処分いたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告を行うものでございます。

概要につきましては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止され、個人情報に関する法律に一本化されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次のページ、専決処分書を御覧ください。

第5条第2項第7号中で、「独立行政法人等」の用語の定義のため引用している法律が廃止されることに伴い、条文中に引用する法律を改めるものでございます。

附則につきましては、この条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上で、専決処分の報告といたします。

○議長（林田直記君）

これより報告第1号に対する質疑に入ります。

（「なし」という者あり）

○議長（林田直記君）

なければ、これをもって、報告第1号に対する質疑を終結いたします。

○議長（林田直記君）

次に、日程第4、報告第2号「事故繰越しについて（令和3年度県央地域広域市町村圏組合一般会計）」を議題といたします。

報告を求めます。

○事務局長（北島淳二君）

報告第2号「事故繰越しについて(令和3年度県央地域広域市町村圏組合一般会計)」について、御説明申し上げます。

本件は、地方自治法第220条第3項ただし書の規定に基づき翌年度へ繰り越した事故繰越しについて、地方自治法施行令第150条第3項の規定により繰越計算書を別紙のとおり報告するものでございます。

令和3年度から令和4年度へ繰り越しました事業に関しましては、4款消防費、2項消防施設費、車両管理事務（大村消防署救助工作車修繕事業）となっております。

修繕に至った事故の概要について御説明いたします。

令和4年1月、大村市萱瀬ダムの崖下に4トントラックが転落し、運転手が車外に出られないという救助事案が発生いたしました。

この救助事案に出場した大村消防署救助工作車が、救助現場付近の傾斜のある国道上に停車した際、機関員の不注意により救助工作車が後進し、後方に停車していた大村消防署ポンプ車に衝突したものでございます。

なお、救助事案に対する対応の遅れ、衝突によるけが人等の発生はございません。

本件、事故繰越しは救助工作車の修繕に要する費用で、翌年度繰越額は、3,355,000円、繰越し理由につきましては、新型コロナウイルス感染症及び昨今の世界情勢等の影響により修繕に必要な諸材料等の調達に不測の日数を要したため、年度内の完了見込みが不可能となったものでございます。

なお、当事業の完了見込みは本年6月30日を見込んでおります。

以上で、報告第2号の説明を終わらせていただきます。

○議長（林田直記君）

これより報告第2号に対する質疑に入ります。

(「なし」という者あり)

○議長（林田直記君）

なければ、これをもって、報告第2号に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております、報告第1号及び報告第2号は以上の報告をもって御了承願います。

○議長（林田直記君）

次に、日程第5、議案第7号「専決処分の承認を求めることについて（職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（北島淳二君）

議案第7号「専決処分の承認を求めることについて（職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）」について、御説明申し上げます。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定により、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を、令和4年3月24日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

本議案は、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のため、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得に係る在職期間の要件を緩和するなど、所要の改正をしようとするもので、本年4月1日から施行されております人事院規則の改正に準じて、本組合も同様の措置を講ずるものでございます。

次のページ、専決処分書を御覧ください。改正の概要を御説明申し上げます。

今回の改正につきましては、大きく2点を改正するものでございます。

まず、1点目は非常勤職員の育児休業及び部分休業について取得要件を緩和するものでございます。これまでは、育児休業等の取得要件として、「引き続き在職した期

間が1年以上であること」と規定しておりましたが、今回の改正では在職期間の要件を廃止し、継続的な職務が見込まれる非常勤職員について、任用当初から育児休業等を取得できることとするものでございます。

2点目は、育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するための措置等を新たに規定するものでございます。

本人または配偶者の妊娠、出産等を申し出た職員に対する育児休業制度等の個別の周知、育児休業の取得意向の確認、職員に対する研修の実施や相談体制の整備について新たに規定し、義務付けるものでございます。

最後に、本議案の施行日ですが、人事院規則の施行日と同様、令和4年4月1日とするものでございます。

以上で、議案第7号の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（林田直記君）

これより議案第7号に対する質疑に入ります。

（「なし」という者あり）

○議長（林田直記君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」という者あり）

○議長（林田直記君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第7号「専決処分の承認を求めることについて（職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）」は、原案どおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（林田直記君）

異議ありませんので、議案第7号は、原案どおり承認されました。

次に、日程第6、議案第8号「県央地域広域市町村圏組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（北島淳二君）

議案第8号「県央地域広域市町村圏組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、御説明申し上げます。

本案は、令和3年の人事院勧告及び一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正に伴いまして、期末手当の支給月数を改正するものでございます。

職員につきましては、年間2.55月分を2.4月分へ0.15月分引き下げ、6月期、12月期それぞれ「100分の127.5」を「100分の120」へ改正するものでございます。

再任用職員につきましては、年間1.45月分を1.35月分へ0.1月分引き下げ、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改正するものでございます。

また、附則におきまして特例措置を設けております。

昨年度分の支給に遡及させるため、附則第2条におきまして、昨年度の引き下げ見合い分0.15月分、再任用職員につきましては0.1月分を令和4年6月支給分から更に減額するとしております。

したがって、令和4年6月に支給する期末手当額は、基本額から附則第2条の1号及び2号に規定する調整割合に応じた額をもって支給するものでございます。

以上で、議案第8号の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（林田直記君）

これより議案第8号に対する質疑に入ります。

○山北正久議員

再任用制度が全国的に導入されておりますが、県央消防本部では4月1日以降、何名いらっしゃいますか。参考までに。

○消防長（城下和美君）

現在、13名の方に職務に就いていただいております。

○議長（林田直記君）

ほかになければこれをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」という者あり）

○議長（林田直記君）

なければこれをもって討論を終結し、採決いたします。

○議長（林田直記君）

議案第8号「県央地域広域市町村圏組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長（林田直記君）

異議ありませんので、議案第8号は、原案どおり可決されました。

次に、日程第7、議案第9号「財産の取得について（災害対応特殊救急自動車の購入）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（北島淳二君）

議案第9号「財産の取得について（災害対応特殊救急自動車の購入）」について、御説明申し上げます。

本案は、諫早消防署の救急自動車の老朽化に伴う更新で、「県央地域広域市町村圏組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

入札結果につきましては、お手元に配布させていただいております資料1／3ページの結果表に記載のとおりでございます。

取得価格は、32,197,000円、契約の相手方は、長崎市五島町4番19号、福岡トヨタ自動車株式会社長崎トヨタ営業本部 長崎営業本部長 宮添克己でございます。

物品売買仮契約書につきましては、同資料の2／3ページのとおりでございます。

取得いたします災害対応特殊救急自動車は、同資料3／3ページにございます写真と同型の車両でございます。

なお、緊急消防援助隊設備整備費補助金交付決定通知を受理しましたので、補助対象の名称と整合させるため、「災害対応特殊救急自動車」としております。

以上で、議案第9号の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（林田直記君）

これより議案第9号に対する質疑に入ります。

○中野太陽議員

おはようございます。質問をさせていただきます。

今回の議案に関しては更新ということですが、新しい車両が入ったら古い車両はどうされるのか、何か計画があるのか、これまでどのように対応されてきたのか、教えていただけたらと思います。

○次長兼消防総務課長（溝口康二君）

お尋ねがありました、更新後の車両についてお答えします。

更新後の救急車につきましては、各署に非常用救急車というものがございます。この非常用救急車の走行距離等を考慮しながら非常用救急車との入れ替えを行っております。

また、入れ替え後の非常用救急車につきましては、圏域内の医療機関から譲与の依頼があった場合は、申し込みの時期、これまでの譲与経歴等を考慮し、無償で譲与しております。以上でございます。

○中野太陽議員

依頼があった場合は条件等を考慮してとなっているようですが、なかった場合はどうなるんですか。

○次長兼消防総務課長（溝口康二君）

なかった場合は廃車処理を行い、鉄くずとして売却し雑入で受け入れをする予定でございます。

○議長（林田直記君）

ほかにございませんか。

（「なし」という者あり）

○議長（林田直記君）

ほかになければこれをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」という者あり）

○議長（林田直記君）

なければこれをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第9号「財産の取得について（災害対応特殊救急自動車の購入）」については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（林田直記君）

異議がありませんので、議案第9号は、原案どおり可決されました。

次に、日程第8、議案第10号「財産の取得について（屈折はしご付消防ポンプ自動車の購入）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（北島淳二君）

議案第10号「財産の取得について（屈折はしご付消防ポンプ自動車の購入）」について、御説明申し上げます。

本案は、小浜消防署雲仙分駐所のはしご付消防ポンプ自動車の老朽化に伴う更新で、「県央地域広域市町村圏組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

入札結果につきましては、お手元に配布させていただいております資料1／3ページの結果表に記載のとおりでございます。

取得価格は、165,110,000円、契約の相手方は、長崎市竹の久保町11番3号、ヤナセ産業株式会社 代表取締役 合家 崇でございます。

物品売買仮契約書につきましては、同資料2／3ページのとおりでございます。

取得いたします屈折はしご付消防ポンプ自動車と現車両の比較等につきましては、同資料の3／3ページのとおりでございます。

以上で、議案第10号の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（林田直記君）

これより議案第10号に対する質疑に入ります。

○中野太陽議員

資料3／3で伺います。変更点の部分で増加項目がほとんどなんですが、例えば変速装置がマニュアルからオートマチックに更新され、キャフス装置が今までは付いていなかったけど今回は付いていますが、今後更新をしていく場合はオートマチック車、この装備が基本となっていくのか、これまでもそうだったのか伺いたいと思います。

市議会でも消防団の方ですが、オートマチック車への更新があまりないというのが問題になっています。組合としては今後も消防の特殊車両というのはオートマチック車に切り替えていくものなのか、またキャフスの装置については、これまで付いているのがほとんどなのか、何台くらい装備されてるのか、今後はこの装置が付くのが基本なのか伺います。

○消防長（城下和美君）

まず、オートマチックの件ですが、消防車両だからこの仕様というのではなく、ベースの車両がありますので、今後もオートマチックがいい、マニュアルがいいというのは機器検討委員会でも検討はしません。職員はどちらのタイプにも対応できますが、現在のところオートマチック車が主流になっております。

キャブ装置の質問ですが、車両火災や油火災時に泡消火ができる車両になっております。例えば、多良見分署のポンプ車は高速道路へも出場をしますので、キャブ装置を装備しています。今回の雲仙分駐所更新車両も、車両火災にも出場しますし、勤務人員が少ないということ、油火災にも対応するということで、地域の実情にあった車両を購入選定しております。前回更新しました大村消防署の化学車のように、それ対応の車両があれば大村署には必要ないのかなと思っております。

○山北正久議員

いわゆる特殊自動車は、メーカー指定というか競争の原理は全く働かないという理解でいいんでしょうか。

○消防長（城下和美君）

消防車両の中でも、はしご車が一番特殊でして、前回の化学車の場合は何社かありますが、はしご車は高さ、ポンプ機能、荷重など、それぞれにメーカーの特徴が出てくるものですから、一概に仕様書どおりに全部作り上げて、こっちが安いというのは行きつかないところがあります。

特に今回の雲仙分駐所は、2人勤務体制というところを考慮し、自治会及び消防団と協議を行い、この車両がいいだろうということで仕様書を作った経緯がありますので、議員さんの質問にありましたように、はしご車については入札の仕様書で競うのは難しいのが現状であります。

○山北正久議員

わかりました。車両の更新期間は何年ですか。

○消防長（城下和美君）

21年になります。

○岩竹洋一議員

はしご車の更新ということで、マイナス架梯も取り入れてあるのかお尋ねします。

例えば管内にある諏訪の池での水難救助など、そのあたりまで想定してあるのでしょうか、それともビル火災だけなのでしょうか。

○消防長（城下和美君）

現在のはしご車はマイナス10度が主流ですが、この車両はもう少しいけると思います。諏訪の池などの対応については、災害場所、災害状況によっても異なると思いますが、ある程度は対応可能と思います。

○議長（林田直記君）

ほかにございませんか。

（「なし」という者あり）

○議長（林田直記君）

ほかになければこれをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」という者あり）

○議長（林田直記君）

なければこれをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第10号「財産の取得について（屈折はしご付消防ポンプ自動車の購入）」については、原案どおり可決することに御異議はありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（林田直記君）

異議がありませんので、議案第10号は、原案どおり可決されました。

以上をもちまして、今期臨時会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

今期臨時会において議決されました案件につきましては、その条項、字句、数字、その他整理をようするものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（林田直記君）

異議ありませんので、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定いたしました。

これをもちまして、令和4年第2回県央地域広域市町村圏組合議会臨時会を閉会いたします。

大変お疲れ様でございました。

午前10時28分閉会

以上、会議録を調製し署名する。

県央地域広域市町村圏組合議会

議

長

林田直記

会議録署名議員

山北正久

会議録署名議員

野島進吾